

令和8年3月5日

総務部デジタル推進監室 福居

内線：3640 外線：076-225-1320

デジタル地域通貨給付日時について

デジタル地域通貨の給付について、明日、3月6日（金）6時に給付を予定していましたが、本日、事業委託先である(株)北國銀行においてシステム障害が発生したため、給付の日時については改めてホームページでお知らせします。

<事業詳細>

特設サイト：<https://tochituka.com/cp/2026-03-ishikawa-seikatsu-ouen/>



(R8. 2. 17 記者会見資料)

⑤デジタル地域通貨の給付開始



- ・ **3月6日(金)から7千円相当のデジタル地域通貨の給付を開始** (2月補正)
→ 5つの金融機関と連携し、暮らしを支援するとともに、地域のキャッシュレス化や地元消費、スマホ・マイナカードの普及を促進
- ・ 給付開始に向け、**本日2月17日(火) 特設サイトを開設**
- ・ **3月2日(月)以降、コールセンターや北國銀行の各店舗で相談対応を実施**



特設サイト

受給手順



**TOCHI
TUKA**
トチツーカー



<対象者>

石川県に住居登録されている方 (原則15歳以上)

①トチツーカーアプリをインストール
(マイナンバーカードを読み取るスマートフォンが必要)

②マイナンバーカードを利用し、ユーザー登録
(署名用電子証明書が必要)

③トチカの利用を申請
(上記いずれかの金融機関の預金口座が必要)

申請〆切:9月30日(水)

④7千円相当の地域通貨を給付
(3/6以降、毎週金曜日)

⑤二次元コードを読み取り、決済



石川県

スーパー、飲食店など
県内約2,400店舗で
利用可能

